

参 与

委員の皆様、早い時間の招集、また寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。

総会前に、大変申しわけありませんけれども、議案の訂正をお願いしたいと思います。

42ページから43ページの17番、基盤強化法の所有権移転案件についてですけれども、〇〇〇〇から公社に行く分については問題ないと思っておりますが、その後、公社からの借り受け予定者の経営状況の精査に時間を要しております。公社通しであっても、希望は相互合意のもとでの契約となることから時間をいただきたく、今回は譲渡人の段階で見直すことといたしました。そして、欠番になりますのでよろしくお願いたします。すみませんでした。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9回農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時30分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。9番、伊藤悟委員より欠席の届け出がございました。また、7番、信田委員が多少おくれておるようございますけれども、ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

また、今回の農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件に関連し、担当の農地利用最適化推進委員の方々からも出席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは私から、2月7日総会から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております平成30年3月総会までの業務報告書をごらん願いたいと思います。

2月7日には、第8回農業委員会総会を委員23名及び最適化推進委員33名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。

2月19日には、神岡支所2階情報活動室において、午前中に農地専門委員会を委員10名の出席をいただき開催し、今回上程しております農地賃借料情報についてご協議をいただいております。

また、午後からは農政専門委員会を委員11名の出席をいただき開催し、これも今回上程しております農作業標準賃金・料金表についてご協議をいただいております。

2月20日には、大仙市農業再生協議会総会が大曲庁舎で開催され、会長が出席しております。

2月21日には、秋田県農業会議の平成29年度農業委員会会長・事務局長会議が秋田市のメトロポリタン秋田で開催され、会長と私が出席しております。内容につきましては、平成30年度の農林、農業委員会関係予算と組織をめぐる情勢について、また「あきた農地利用最適化推進1・2・3運動」の取り組みについてなどを話し合われました。

2月26日には、農用地利用調整会議が神岡支所2階情報活動室において、会長職務代理人、推進委員9名の出席をいただき開催し、今回上程しております農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件についてご審議をいただいております。

また同日、秋田県農業会議の第11回理事会と第23回常設審議委員会が秋田市の秋田パークホテルで開催され、会長が出席しております。内容につきましては、農地

法第45条等の諮問に係る審議でございます。

2月28日には、広報専門委員会が委員9名の出席をいただき、神岡支所2階情報活動室において開催され、農業委員会だより第14号についてご協議いただいております。

以上、主な業務報告でございます。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、17番、高橋勝範委員、18番、渡邊敏雄委員の兩名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

参与

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成30年3月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

1ページ、1番をごらんください。

農地の所在が東川○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田8筆、合計9筆の6,081平方メートルです。

売買による所有権の移転で、譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○。譲受人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。

申請理由といたしましては、○○○○○○○○が高齢になって後継者もないことから、長年耕作をお願いしていた○○○○○○○○に処分したい旨、相談したところ、○○○○○○○○が買い受けに応じたものでございます。

なお、○○○○○○○○は認定農業者でございますが、当該地は農振農用地区域外の農地であるため、農地法での売買となったものでございます。

売買価格は10アール当たり○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、総額では○○○○○○○○○となっております。

続きまして、8ページ、7番をごらんください。

贈与による所有権移転で、農地の所在は大仙市強首○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田18筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、68歳。譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○、84歳です。

申請理由は、今後、農業経営の廃止を考えている○○○○○○○○が、現在、利用権設定により耕作を行っている当該農地を、親戚でもある○○○○○○○○に贈与するものです。

○○○○○○○○は、高齢ではありますが、1ヘクタール以上エダマメを作付するなど、今後も営農の意欲を持っている方です。

のと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員

2番の足達です。
確認ですけれども、10ページの8番の方ですけれども、譲り受けるといいますか、借り受け者がもう現在、約2反歩ぐらいの経営規模で、今回受ける面積が12反歩ぐらい、規模拡大ということですが、機械等、そういう装備は十分ある方で、労力も3人のうち2人ということになっているんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

議 長

事務局。

参 与

今、質問あった件ですけれども、この方、受け人の〇〇〇〇ですけれども、もともとこの農地を借りてやっていたわけで、今の3月に更新時期になりまして、前は経営基盤強化法でやっていたわけなんですけれども、本人の事情により農地法で借り直してしまったというような理由です。

足達委員

機械装備とかは、それは十分あるということですね。

参 与

十分あります。

足達委員

あるんですね。わかりました。
私からは以上です。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成30年3月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

議 長 次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参 与 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成30年3月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 議案第3号1番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

本案件は○○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○○の退席を求めます。

(○○○○○ 退席)

参 与

30ページから32ページ、1番を説明いたします。

所有権を移転する農用地は大仙市北野目○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○
○ほか田25筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

所有権を移転するのは○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、64歳。所有権の移転を受けるのは○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、68歳です。

申請理由は、兼業と高齢による農業経営の縮小を考えていた○○○○○○○が、現在、当該地を利用権設定により耕作を行っている○○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○○が買い受けに応じたものです。

売買価格は10アール当たり○○○○○、総額○○○○○○○○○○○○○○○となっております。

ただいま説明しました案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第3号1番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○○、○○○○○の入場を求めます。

(○○○○○ 入場)

議 長 議案第3号22番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

本案件は○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○○の退席を求めます。

(○○○○○ 退席)

(午前10時31分 休憩)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前10時40分 再開)

議長 議案第4号「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」を議題とします。

参与 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について
大仙市における農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について検討を
求める。
平成30年3月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

参与

それでは、ご説明いたします。

資料ナンバー2、132ページをごらん願います。

ただいま会長、局長が申したとおり、農地法におきまして、農地法第3条第2項第5号において、毎年、別段の面積について検討することとなっております。

大仙市では、平成27年4月から大仙市全域を10アールにしているところでございます。関連面積を10アールに設定したことにより、農地の移動が可能になった案件が平成29年度2月総会までに約20件ほどあり、恩恵を受けている農家もあるという現実がございます。

事務局といたしましては、30年度につきましてもこのままでよいのではないかと判断いたしました。このたび、委員の皆様から来年度の検討をいただきたく上程したものでございます。

なお、秋田県におきましては、大仙市を初め10市町村が別段の面積を設定していることを申し添えいたします。

よろしくご審議お願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号について、大仙市では全域について別段の面積を10アールにすることに賛成の方の挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、報告第1号「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を議題とします。

議長 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について

議 長

下記の者から農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。

平成30年3月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

133ページ及び134ページをごらんください。

事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

- 1番、大仙市川目字町東52番地1、農事組合法人かわのめ、代表理事、渡邊敏雄。
 - 2番、大仙市藤木字谷地181番地2、農事組合法人ふじきファーミング、代表理事、渋谷一雄。
 - 3番、大仙市内小友字宮林29番地1、農事組合法人宮林農園、代表理事、小松幹朗。
 - 4番、大仙市高関上郷字卯時田38番地1、有限会社柳田農園、代表取締役、柳田武男。
 - 5番、大仙市内小友字仙北谷85番地、有限会社アグリフライト大曲、代表取締役、大槻四郎。
 - 6番、大仙市高関上郷字向高関19番地、有限会社高関上郷農場、取締役、藤井清徳。
 - 7番、大仙市大沢郷宿字上宿28番地、農事組合法人宿ファーム、代表理事、斎藤與一。
 - 8番、大仙市大沢郷宿字下新田65番地1、農事組合法人アグリヘリ西仙、代表理事、鎌田 茂。
 - 9番、大仙市協和稲川字釜ノ川沢32番地、農事組合法人おぼこ食品、代表理事、鈴木辰美。
 - 10番、大仙市協和下淀川字中里52番地1、農事組合法人はちまんの里 代表理事、鈴木正雄。
- 以上、10法人からの報告がありました。詳細につきましては、135ページ以降をごらん願います。

結果、10法人全てが農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

以上、報告といたします。

議 長

次に、報告第2号「平成30年度大仙市農作業標準賃金・料金表について」を議題とします。

参 与

報告第2号 平成30年度大仙市農作業標準賃金・料金表について
平成30年度大仙市の農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する。
平成30年3月8日提出
大仙市農業委員会 農政専門委員長 渡邊敏雄

議 長

渡邊農政専門委員長より報告願います。

渡邊委員長

渡邊です。

去る2月19日、農政専門委員会を開催し、各委員より意見の取りまとめに時間を費やしながらも、このような結果となっています。

大きくというか、変わったところが多々ありますので、皆さん方にお手元の参考資料、前年度の参考資料、そして今年度とある程度、見比べていただければわかるかなと思います。

まず1つ目は、実は現場に合わない声といったことでしょうか、例えば中山間地の方々においては、どうもこの価格では間に合わないよといった声も多々あると、聞こえてくるといったこともございましたけれども、この農業委員会、東西合併して数年になるので、何とかして統一的な見解を出していかなきゃならないだろうということで、一本化して価格を提示すべきだということにまとめて、そこからスタートいたしました。

しかし、また前年度まで、実は消費税等の問題とか、あるいは人事院勧告の何%の上乗せだとかいろんなことを言われましたけれども、何十何円、いわゆる1円単位までの提示はいかがなものかといったことで、今回は端数のほうをある程度、100円単位、あるいは何十円単位というふうにしませうよということで、意見が統一されました。

そして、また応急というか、またちょっと変わったことといたしますか、備考欄についても、例えば肥料の農薬等は含まれませんとか、別途請求ですとか、いろんな言葉が違っておったというようなことで、今回はそういった言葉のところで「含みません」という言葉に統一させていただきました。

それから、秋のほうの一括作業のところでございますが、ここも色選がそれぞれの施設によって導入されているところもあるんだよといったことも話し合われましたけれども、これにつきましては、これもあるところとないところとあるものですから、もしその年々によってまた事情が違おうだろうということで、その色選の活躍せざるを得ない状況の場合には、農協のほうである程度、色選の担当が決まっておりますので、それに同調したほうがいいんじゃないかというようなことで、今回は「色選料は含みません」といったあらわし方をいたしました。

そしてまた、昨年度まで、29年度までありました精米のほう、精米機に行く作業については、今、市販で1袋200円または300円というふうになっていますので、これはあえてこの標準賃金・料金等の表からは削除してもいいんじゃないかというようなことで、これも一致した意見となりましたので、ことしからは削除されたこととなります。

等々、さまざまに話し合われた結果、皆様のお手元のとおりの30年度の標準賃金並びに料金表というふうに設定をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、決定した内容については、4月1日発行の農業委員会だより第14号及び市のホームページへ掲載するほか、事務局及び各分室の窓口紙ベースで備えつけ、広く市民の方々へ周知をする予定でございます。皆様も、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、ご報告といたします。

議 長	ありがとうございました。 以上、報告といたします。
議 長	次に、報告第3号「大仙市農業委員会農地賃借料情報について」を議題とします。
参 与	報告第3号 大仙市農業委員会農地賃借料情報について 大仙市農業委員会農地賃借料情報について、大仙市農業委員会専門委員会設置 規程第7条に基づいて報告する。 平成30年3月8日提出 大仙市農業委員会 農地専門委員長 伊藤又エ門
議 長	伊藤農地専門委員長より報告願ひます。
伊藤委員長	

去る2月19日に専門委員会を開きまして、東部、西部の賃借料を検討してまいりました。

委員の中からは、さまざまな意見も出されましたけれども、法務上はあくまでも強化法、農地法として中間管理機構と契約された件の賃借料の平均金額として、最高額、最低額の情報提供であります。ご理解いただきたいと思います。

全体の額については、昨年とほぼ同様ですが、参考としてお出ししております。

大仙市全体の平均額について、大仙市は東部地区と西部地区の状況が違うもので、大仙市の平均額は参考にはならないのではということで、今回は削除することにしました。

なお、この情報は4月1日発行の農業委員会だより第14号及び大仙市のホームページに登載するほか、事務局及び各分室に紙ベースで備えつけ、市民の方々へ周知する予定であります。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。
以上、報告といたします。

議 長

これで本日の日程全て終了しました。
そのほか、事務局から何かございませんか。
事務局。

参 与

次回の総会でございますが、人事案件、毎年行っている人事案件でございます。
3月29日に第10回の総会として開催したいと思っております。場所はここ、神岡農村環境改善センターにおいて、時間については案件が人事案件と、それから広報専門委員会のほうからの広報の報告があるかと思えます。2案件ですので、4時半からの予定としておりますので、よろしく願いいたします。通知は、後日皆さんに差し上げたいと思っております。
また、総会終了後、大曲エンパイアホテルにおいて、農業委員会の事務局職員の定期人事異動がございますので、それに伴う歓送迎会を予定しておりますので、委員の皆さんのご参加をよろしくお願い申し上げます。これにつきましても、皆様に既に通知を差し上げておると思えます。16日までのご報告ということで、何とぞご協力をお願いしたいと思えます。よろしく願いします。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
足達委員。

足達委員

2番の足達です。
今回最後ということで、新年度、また来年度に向けて、また1つ事務局に提案といひますかお願いしたいことがありまして、毎回毎回、大分すごい件数で、今回も171件ということで、事務局の皆さん、本当に大変なことなのでないかなと思えます。
それで、1つ提案ですけれども、前々回に渡邊委員からも提案がありましたけれども、議案の説明事項ですか、事務局からの説明事項、私も中身、前もって届いていまして、一通り全部目を通したつもりですけれども、多分委員の皆さん、事務局の方々は専門だから、これに上がってだめだということはほとんどないと思うんですけれども、確実にというような感じで、疑問に思ったところ等、聞こうかなと思ひながらも、事務局からの個別の案件の説明を見ますと、更新案件だとか、我々見た感じではそんなに問題にならないやつを懇切丁寧に説明しておられていまして、渡邊委員からもお話あったように、新規だとか、それから案件の中で新規就農にわたっている案件だとか、そういうのをぜひ説明していただければなと思ひます。
それと、説明の中で、利用権の設定で、10アール当たり幾らということで書けという欄がありますけれども、総体で、総合で何万円だとかこう書いていまして、多分全体の賃金だとすると10アール当たりの賃借料は幾らだという備考欄で比較していくかと思ひますけれども、それも総額でもいいですけれども、括弧書きで10アール当たり幾らというようなことを書いてもらえれば助かるかなと思ひます。
いずれ、ちょっとこまい話で申しわけなかったですけれども、スムーズにやればなと思ひまして、事務局のほうでご検討いただければなと思ひます。よろしく願いします。

議 長

事務局。

参 与

足達委員の提案につきまして、お答え申し上げたいと思ひます。
前回、前々回の渡邊委員からのご質問にもお答えしましたけれども、うちのほうでもなるべく事案検討会ということがありまして、委員の皆様意向に沿うような部分で説明したいとは考えております。

また、各地域で個別の案件、多々あるわけなんですけれども、経緯を申しますと、東部と西部の農業委員会が統合しまして、大仙市農業委員会一本になったことであります。そのときに総会の持ち方というか、説明の仕方をどのようにしたらいいかということで、大変恐縮ですが、事務局の中と、それから役員の方と相談している中で、やはり各地域から全部出ていますので、全部は説明できないと。ただ、やっぱり地域から1つずつ、何かの説明をしたほうがいいんじゃないかという意見で、そういう経緯がございます。それで、やはり地域の中でも更新しか出てこない場合もありますので、そういう場合はやはり更新だけを説明させていただくというような形にしております。

ただ、今、足達委員もおっしゃったように、なるべく地域とか、それからあと皆さんの関心のあるようなものをピックアップして説明させていただきたいとは考えておりますが、やはり時間もこういう長い時間になりますと、それを全部にしてしまうと、かなりの件数になりますので、そこら辺考慮して、委員の皆様のわかりやすいような説明をさせていただきたいと思っております。

ただ、それらの分についても、統合したときの移譲、申し合わせ事項というか、それなので、今後、今の現役員の方々のご相談申し上げまして、ご提示したいと考えております。

それから、10アール当たりの書き方といいますか、それも当然だと思います。そこに10アール当たりと書いてあります。ただ、皆様ご承知のように、農地法でも、それから基盤強化法でも、双方合意の上での契約ということで、双方で総額で何ぼにしてくださいというような形で窓口に来ますので、その部分についてここで総額幾らと書いてあります。その部分についても、10アール当たりの設定金額を括弧書きにいただければわかりやすいのではないかという足達委員のご提案ですが、それにつきましても今後、新役員の方々のご相談申し上げまして、その表示の仕方、それについてもご提示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

議 長

(なしの声)

ないようですので、以上をもちまして、平成30年第9回大仙市農業委員会総会を閉会します。

議 長

本日はご苦勞さんでした。

(午前11時02分 閉会)